

鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱

制 定	平成12年4月4日付森保第15号	農林水産部長通知
一部改正	平成16年5月26日付森保第157号	農林水産部長通知
一部改正	平成17年3月28日付第200400022684号	農林水産部長通知
一部改正	平成17年8月16日付第200500053425号	農林水産部長通知
一部改正	平成18年3月28日付第200500136921号	農林水産部長通知
一部改正	平成19年3月30日付第200600196634号	農林水産部長通知
一部改正	平成19年12月20日付第200700137872号	農林水産部長通知
一部改正	平成20年4月11日付第200800005938号	農林水産部長通知
一部改正	平成21年3月31日付第200800189038号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成21年9月2日付第200900080722号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成22年4月13日付第200900204435号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成23年3月30日付第201000201319号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成24年3月26日付第201100198970号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成25年7月10日付第201200205383号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成25年12月2日付第201300086568号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成26年3月26日付第201300207515号	森林づくり推進課長通知
一部改正	平成27年3月30日付第201400204495号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成28年3月25日付第201500188399号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成30年3月23日付第201700315042号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成31年3月28日付第201800350042号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和2年3月24日付第201900326906号	鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和3年6月30日付第202100075485号	鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県松くい虫等防除事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林病虫害等を駆除し、かつ、そのまん延を防止し、もって森林の保全を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 対象事業を行う市町村
 - (2) 別表の第1欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る事業量に第6欄に定める単価を乗じて算出された額の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、次に掲げる額以下とする。
 - (1) 市町村が行う対象事業については、補助対象経費の額に別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額
 - (2) 間接補助事業については、事業量に別表第6欄に定める単価を乗じて算出された額
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手承認申請書（様式第1号）を提出し、様式第2号により承認を受けた施行地については、補助金の交付決定前であっても事業に着手することができる。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日（本補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金（以下「間接国費補助金」という。）に該当する場合にあっては、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数）が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

（間接交付の条件）

- 第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」第3条第1項第2号の間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）は、間接交付に当たり、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容及び次項の条件を付さなければならない。
- 2 当該間接補助事業により整備した森林について、当該事業地の全部又は一部を森林

以外の用途へ転用（当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること（天災等不可抗力によるものとして農林水産部長（以下「部長」という。）が認めたときを除く。）。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

- (1) 市町村が行う対象事業に係る別表第7欄に定める変更
- (2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その変更等について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は、

中止若しくは廃止の日から60日を経過する日又は対象事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第10条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(処分を制限する期間等)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により、事業区域を所管する地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

(雑 則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、森林づくり推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月26日から施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月16日から施行し、平成17年度の補助事業から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年12月20日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月11日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年9月2日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月13日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年12月2日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年3月25日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年6月30日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表(第3条、第7条関係)

松くい虫等防除事業の補助対象経費等

1 事業実施主体	2 対象事業				3 補助対象経費	4 間接 交付主体	5 補助率	6 補助金の 額	7 重要な変更
	事業区分								
	区分1	区分2	区分3	区分4					
市町村	松くい虫 防除事業	—	特別防除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては、6.5/10	3 欄に掲げる 補助対象経費 に5 欄の補助 率を乗じて得 た額	1 森林病虫害等 防除事業(樹幹 注入をいう。)及 び松くい虫防 除事業間の事業 費の流用 2 事業費の30% を越える増減 3 防除方法別 (事業区分3の うち防除に付帯 する事業を除 く)事業量の 30%を越える減 少 4 事業間(事業 区分3)で30% を越える事業費 の増減
			地上散布	一般散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	—	1/2		
				スプリンクラー 散布	薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び 事業雑費	—			
			防除に付 帯する事 業	被害防止対策	賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、 使用料、賃借料及び備品購入費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては、6.5/10、 高度公益機能森林 内の地上散布にか かるもの2/2		
					被害木探査事業	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及 び賃借料	—		
			伐倒駆除	薬剤散布型	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく 皮・集積・焼却費及び事業雑費	—			
				くん蒸型	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費 を含む。)及び事業雑費	—			
				特別伐倒駆除	伐倒費、搬出・運搬費、破碎費、焼却費及 び事業雑費	—			
				被害拡大未然防 止対策緊急防除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	—			
			農薬飛散調査		賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委 託料、使用料、賃借料及び備品購入費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては6.5/10		
樹幹注入		薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	—	3/4					

1 事業実施主体	2 対象事業				3 補助対象経費	4 間接 交付主体	5 補助率	6 補助金の 額	7 重要な変更
	事業区分								
	区分1	区分2	区分3	区分4					
市町村	政令指定 病虫害等 防除事業	ナラ類等 せん孔性 害虫	カシノナ ガキクイ ムシ駆除	伐倒搬出	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費(必要な 搬出費及び運搬費を含む。)、撤去費及び事 業雑費、誘因捕殺費、賃金及び資材費	—	3/4 部長が別に定める 区域10/10	3欄に掲げる 補助対象経費 に5欄の補助 率を乗じて得 た額	1 林業・木材産 業成長産業化促 進対策交付金及 びナラ枯れ対策 事業間の事業費 の流用
				伐倒くん蒸					
				立木くん蒸					
				カシナガトラップ法					
				その他					
			カシノナ ガキクイ ムシ 防除	立木シート被覆	薬剤費、賃金、資材費、シート被覆費、撤 去費、需用費及び備品購入費	—	3/4 部長が別に定める 区域10/10	2 事業費の30% を越える増減	
				根株シート被覆					
				樹幹注入					
				被覆したシートの 撤去					
				その他					
林内被害木調査	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及 び賃借料、資材購入費、撤去費	—	10/10	4 事業間（事業 区分3）で30% を越える事業費 の増減					
(1) 森林組合等 林業事業体 (2) 森林所有者		ナラ枯れ若返り対策	伐採及び伐採木の搬出に要する経費	市町村	定額	伐採面積1ha 当たり20万円	事業費の増額		

(注1) 松くい虫防除事業のうち特別防除及び被害拡大未然防止対策緊急防除におけるヘリコプターを使用する空中作業は第3条第3項の対象外とする。

(注2) 注1の事業を除く国庫補助事業に該当しない事業区分において、補助対象経費に委託料を含む場合は県内業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県外業者への発注を行う必要があるときは、事前に理由を記した書面により協議することとする。

(注3) 撤去費は、過去設置したものを撤去する場合に限る。

様式第1号(第4条関係)

番 号
(元号) 年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
名称及び代表者の氏名 印

(元号) 年度鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付決定前着手承認申請書

鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記の条件を了承の上、別紙のとおり提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

様式第2号(第4条関係)

番 号
(元号) 年 月 日

申請者

名称及び代表者の氏名 印

職 氏 名 印

(元号) 年度鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付決定前着手承認通知

(元号) 年 月 日第 号で申請のあった鳥取県松くい虫等防除事業費補助金については、鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、承認します。

様式第3号（第4条、第8条、第9条関係）

年度鳥取県松くい虫等防除事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業実施期間
- 4 事業計画書

（1）総括表

区分		事業費	負担区分				備考
			国費	県費	市町村費	その他	
松くい虫防除事業		特別防除					
		地上散布					
		防除に付帯する事業					
		伐倒駆除					
		農薬飛散調査					
		樹幹注入					
小計							
政令指定病害虫等防除事業	ナラ類等せん孔性害虫	カシノナガキクイムシ駆除					
		カシノナガキクイムシ防除					
		林内被害木調査					
		ナラ枯れ若返り対策					
小計							
合計							

（注）別表注2に係るものについては県外業者への発注が必要と判断した時点で備考欄に「県外」を記入し、別途、県外業者への発注を行う理由を記した書面を提出し、協議すること。

(2) 事業計画明細表

ア 防除事業

(単位：円)

防除方法	事業量 (ha、m3)	事業費	負担区分				備考
			国費	県費	市町村費	その他	
計							

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(注) 位置図 (10,000分の1) を添付のこと。

イ 防除に付帯する事業

(単位：円)

区分	事業量	事業費	負担区分			
			国費	県費	市町村費	その他
被害防止対策						
被害木探査事業						
計						

(ア) 被害防止対策

(単位：円)

事業内容	数量	単価	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(イ) 被害木探査事業

(単位：円)

実施地区	事業内容	探査対象 松林面積	単価	事業費	備考
計					

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

ウ 農薬飛散調査

(単位：円)

実施地区名	内容	数量	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

エ 樹幹注入

(単位：円)

実施地区名	面積	本数 (松)	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

オ 政令指定病害虫等防除事業

(単位：円)

森林病害虫 等の区分	森林病害虫 等別防除方 法別区分	数量	事業費	負担区分				備考
				国費	県費	市町村費	その他	
計								

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

カ ナラ枯れ若返り対策

事業実施主体	森林所有者 氏名	施行地の状況								伐採計画		更新計画		事業費 (円)	備考
		市町村	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	主な 樹種	林齢	ナラ枯れ 枯損有無	事業量 (ha)	伐採 時期	天然更 新・人工 造林の別	更新 樹種		
計															

注1: 主な樹種は、ナラ枯れ被害対象樹種とし、コナラ、ミズナラ、クヌギ、アベマキ、カシワから該当するものを選択し(複数可)、記載すること

注2: 伐採時期は、「〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月」と記載すること

様式第4号（第4条、第8条、第9条関係）

〇〇年度鳥取県松くい虫等防除事業収支予算（決算）書

1 収入

区分		予算（決算）額	備考
県補助金			
市町村費			
計			

2 支出

区分	費目	予算（決算）額	積算基礎	備考
	小計			
	小計			
計				

（注）区分欄は、事業区分を記入すること。

様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

（職氏名）

〇〇年度鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった松くい虫等防除事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、……とし、その内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱（平成12年4月4日付森保第15号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。また、本補助金のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金に該当するものについては、その収受及び使用、補助事業の遂行にあたっては、規則及び要綱のほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付47林野政第640号）、森林病虫害等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付林野保第122号林野庁長官通達）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

6 その他の条件

（1）補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、その処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及び関係書類を整備保管しなければならない。

（2）規則第25条第2項の知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合において、知事が当該収入の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、これに従わなければならない。